

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和5年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市グループホーム世話人養成及び確保・定着支援事業補助金		補助金番号	C1-21	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市グループホーム世話人養成及び確保・定着支援事業補助金交付要綱				
交付の目的	枚方市内において、グループホーム世話人を育成養成し、また、研修修了者及び一定の実務経験を有するガイドヘルパー資格者が、無料職業紹介所を通じ、市内のグループホームで継続して就職することで、障害者福祉にかかる人材の確保及び定着を図る。				
補助対象経費	①受講修了者に対し、受講料の補助を行う。(一般については、半額補助。) ②受講修了者で、研修を修了した日の翌日から6ヶ月以内に、無料職業紹介所を通じて、本市の区域内のグループホームにおいて世話人として就労を開始し、就労開始日から6ヶ月経過月末日まで継続して就労した場合、また移動支援事業の実務経験のある移動支援従事者のうち、無料職業紹介所を通じて、本市の区域内のグループホームにおいて世話人として就労した者に対し、人材の確保及び定着を図るため、初年度は2万円、2年目は4万円を支給するもの。				
補助率・補助額	定額補助				
交付先	グループホーム世話人養成研修修了者				
開始年度	令和3年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額		210	610	1,400
決算額		7	6	
特定財源	国庫支出金			
	府支出金			
	その他			
一般財源	0	7	6	

(件)

交付実績		7	6	
------	--	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	障害者の住まいの場であるグループホーム整備により、障害者の地域移行を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的としており、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	障害者計画の施策の基本目標に掲げる「障害者が安心できるまちづくり」及び「生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」の達成のために必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	安心して地域で生活できる場として、グループホームが必要不可欠な障害者が多くいることから、高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	グループホームの開設・増設により、地域で生活できる障害者が増えていることから、当該補助金による効果をj確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	障害福祉サービス事業者のグループホームの整備に際して補助を行うため、委託や直接執行等の概念はないことから、補助金交付がより適正な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する指定障害福祉サービス事業者を補助金の交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	全額補助を行っていない。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで補助事業内容について周知を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	指定障害福祉サービス事業者のグループホームの運営等に限定した補助金交付で、世話人に限定した制度は他にない。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	継続雇用の条件に公平性が乏しい面があり、支給要件を年度末までの就労から、継続就労期間に応じ、定額を支払う態様に変更、また、就職相談制度とも連携する新たな補助携帯への変更を行い、今後実績が発生する見込みがあるため。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和5年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市移動支援従事者養成研修受講料補助金			補助金番号	C1-22	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市移動支援従事者養成研修受講料補助金交付要綱					
交付の目的	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業について、本市では市内NPO法人に委託して「枚方市障害者ガイドヘルパー養成研修」等を実施している。 同養成研修について、指定寄付を活用し、当該研修に係る受講料の一部を補助し、同事業に従事する人材育成及び確保を図る。					
補助対象経費	枚方市障害者ガイドヘルパー養成研修の修了者に対し、当該研修に係る受講料の一部を補助する。					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	枚方市障害者ガイドヘルパー養成研修修了者					
開始年度	令和3年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和8年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額		320	320	320
決算額		167	183	
特定財源	国庫支出金			
	府支出金			
	その他			
一般財源	0	167	183	

(件)

交付実績		45	51	
------	--	----	----	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	障害者の地域生活における必要不可欠な外出の機会を提供し、障害者が地域で安心して暮らせる環境をつくるためであり、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標「障害者が自立し、社会参加ができるまち」の達成に必要な不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	ガイドヘルパー養成研修には例年一定の受講実績があり、高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	ガイドヘルパー養成研修には例年一定の受講実績があり、受講意欲を高め、受講者増にもつながると考える。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	養成研修の修了者に対してのみ交付する補助金で効果的な手法であると考えている。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	広報ひらかた等で募集の周知を行っている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	研修修了者にのみ研修費用の一部を補助返金するもので、全額補助となっていない。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	制度の概要や要綱をホームページで公表している。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	養成研修は市の開催であり、他の制度による補助はない。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	移動支援事業利用者のニーズに対し、ガイドヘルパーの人数が不足している現状が続いており、引き続きガイドヘルパー受講者を増やすため、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和5年度

1. 補助金の内容

補助金名称	重症心身障害者宿泊訓練補助金			補助金番号	C1-17	
所管部署	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市重症心身障害者宿泊訓練補助金交付要綱(平成28年枚方市要綱第34号)					
交付の目的	重症心身障害者に対し、障害の程度や介護家族の状況等を十分に理解する事業所等において宿泊を伴う生活訓練を実施することにより、重症心身障害者の地域社会における自立した日常生活又は社会生活に対する支援を図る。					
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練1回あたり34,000円 ・初度調弁費 					
補助率・補助額	定額補助					
交付先	市内の生活介護サービス運営事業者					
開始年度	平成28年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	R2	R3	R4	R5
予算額	800	800	400	400
決算額	0	0	0	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績				
------	--	--	--	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	重症心身障害者の地域生活における訓練の機会を提供し、障害者が地域で安心して暮らせる環境をつくるための補助金であり公益性がある。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	障害者計画の施策の基本目標に掲げる「生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」の達成のために必要な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	地域生活支援拠点の一つの機能である体験の場の確保が未整備の現状で親亡き後の重症心身障害者の地域生活を考える上で必要である。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	自宅以外での生活が可能であることが確認できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	重症心身障害者を日頃から支援する事業所が実施する必要があるため、補助金交付が適正な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する指定障害福祉サービス事業者を補助金の交付対象としている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	訓練実施に係る人件費を主な対象経費としている。補助上限額を交付要綱で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	対象となる事業所に要件があり、限定的であることから、毎年度末の利用状況を確認し、対象となる事業所のみ案内文を送付している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	重症心身障害者の地域生活を支えるための訓練に限定した補助金交付である。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	訓練に係る人件費が主な経費であることから、適当である。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
実績がないが新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。	引き続き地域生活支援拠点の機能の一つである、「親亡き後」を見据えた居住支援の面的整備に取り組む。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	廃止
上記方向性を 選択した理由	<p>これまで実施してきた中、新たなサービス利用や自立生活の検討など、今後の見通しや目標が具体的に立てられないまま、保護者にも、訓練に対する意識が薄く、ショートステイ替わりのようになっていたうえ、令和2年度以降はコロナ化の影響もあり、訓練の実績もない。</p> <p>実施した事業所からは、単身生活の可能性を見出しても、実際の地域生活の実現には、当該障害者の支援者として、通所事業者以外のサービス利用の必要があり、現在の制度内容の拡充について要望が寄せられている。</p> <p>枚方市障害福祉計画第6期では、令和5年度までに地域生活支援拠点等の整備を行うこととしているが、その機能の一つである「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能については、6年度以降も引き続き整備に向けて取り組むこととなり、実施に併せ本事業の廃止についても引き続き検討を行う。</p>
対応完了・廃止予定時期	令和8年3月